

## 地域少子化対策重点推進交付金 活用状況【栃木県】

## 1. 地域少子化対策重点推進事業

自治体名	事業名	総事業費 (うち交付金所要額)	補助率	事業概要
栃木県	とちぎ結婚支援センター運営事業	3,964 万円 (1,822 万円)	2/3	平成29年に運営を開始したとちぎ結婚支援センターの運営として、マッチングシステムによるお引き合わせ、センター職員及び結婚サポーターの研修会、入会希望者向けの個別相談会、センター・事業の周知広報などを実施するもの。
	結婚応援企業掘り起こし&マッチング事業	129 万円 (86 万円)	2/3	企業内の結婚支援ボランティアの新規開拓を行うとともに、ハラスメントとならないよう配慮しながら、企業間・異業種間交流イベント及びスキルアップセミナーを実施するもの。
	とちぎ結婚応援カード事業	201 万円 (134 万円)	2/3	新婚夫婦や結婚を予定しているカップルを対象に特典サービスが受けられる「とちぎ結婚応援カード(愛称「とちマリ」)」を行政及び団体・企業等で構成する「とちぎ未来クラブ」が発行し、企業と協力して新婚世帯等を応援する(経済的負担軽減に繋げる)とともに、社会全体で「結婚」を応援する機運の醸成を図るもの。
	【コンシェルジュ】とちぎ結婚支援婚シェルジュ事業	259 万円 (194 万円)	3/4	結婚支援コンシェルジュを活用し、企業を訪問し企業同士の交流イベントを企画立案するなど、企業と連携して結婚支援に取り組むほか、市町村とイベント、セミナー等を協働して行うもの。
	【重点】とちぎ結婚サポート事業	1,671 万円 (1,253 万円)	3/4	とちぎ未来クラブ及びとちぎ結婚支援センターを中心として、若い世代が結婚を前向きにとらえ、結婚の希望をかなえるために自ら行動を起こすことができるように高校生と若者の座談会やリーフレットの配布を実施するほか、センターの広告を配信することで情報発信を強化するもの。
	男性の家事分担促進事業	124 万円 (62 万円)	1/2	企業に向けて家事分担啓発講座を実施することで、男女が協力して家事や子育てをする家庭環境の構築を促進するもの。
宇都宮市	子育て環境プロモーション事業	551 万円 (275 万円)	1/2	SNSを活用したデジタル広告の実施や、結婚、妊娠・出産、子育て施策をまとめたリーフレットを配布することで、充実した子育て環境についての認知度の向上を図るもの。
	【重点】ICTを活用した子育て支援サービスの拡充	182 万円 (121 万円)	2/3	令和4年に導入した子育て支援アプリにおいて、時間を問わず子育てに関する疑問や不安を解消できるよう、AI自動応答サービスと連携させるほか、健診や講座・教室、相談支援などの予約をできるよう整備するもの。
	【重点】男性の育児休業取得促進事業	246 万円 (164 万円)	2/3	男性の育児休業取得を促進するため、経営者および従業員に向けたセミナーを実施するほか、啓発のためのリーフレットを作成するもの。
足利市	【重点】とちぎ結婚支援センター足利事業(イベント開催)	126 万円 (94 万円)	3/4	市が設置する結婚支援センターと県が連携し出会いの場の創出を目的とする25歳を対象とした2回目の成人式の開催や、県の結婚コンシェルジュと連携した結婚支援の取り組み、マナー講座、ファッション講座、話し方講座等のセミナーの開催により、効果的な結婚支援を行うもの。
	とちぎ結婚支援センター足利事業(サテライトセンター運営)	386 万円 (257 万円)	2/3	会員が結婚の希望をかなえられるようにするため、結婚支援センターの運営として、以下の取組を行うもの。 ・金・土・日の週3日開所し、対面での相談業務 ・マッチングシステムによる引き合わせ ・会員数の増加及びセンター認知度向上のための周知広報
計		7,839 万円 (4,462 万円)		

## 2. 結婚新生活支援事業

### ○都道府県主導型連携コース

自治体名	事業名	総事業費 (交付金所要額)	補助率	事業概要
宇都宮市	結婚新生活支援事業	3,000 万円 (2,000 万円)	2/3	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助するもの。 ≪国の交付要件≫ ・夫婦ともに39歳以下かつ夫婦の合計所得500万円未満の新規に婚姻した世帯(自治体独自要件を設けることも可能) ・補助上限額 夫婦ともに29歳以下: 1世帯当たり60万円(国交付金額40万円) 上記以外: 1世帯当たり30万円(国交付金額20万円)
足利市	足利市結婚新生活支援事業補助金	930 万円 (620 万円)	2/3	
佐野市	結婚新生活支援事業	600 万円 (400 万円)	2/3	
真岡市	真岡市結婚新生活支援事業	450 万円 (300 万円)	2/3	
計		4,980 万円 (3,320 万円)		

### ○一般コース

自治体名	事業名	総事業費 (交付金所要額)	補助率	事業概要
栃木市	栃木市結婚新生活支援事業	1,500 万円 (750 万円)	1/2	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助するもの。 ≪国の交付要件≫ ・夫婦ともに39歳以下かつ夫婦の合計所得500万円未満の新規に婚姻した世帯(自治体独自要件を設けることも可能) ・補助上限額 夫婦ともに29歳以下: 1世帯当たり60万円(国交付金額30万円) 上記以外: 1世帯当たり30万円(国交付金額15万円)
鹿沼市	鹿沼市結婚新生活支援事業	1,380 万円 (690 万円)	1/2	
さくら市	さくら市結婚新生活支援事業	510 万円 (255 万円)	1/2	
益子町	益子町結婚新生活支援事業	180 万円 (90 万円)	1/2	
市貝町	市貝町結婚新生活支援事業	210 万円 (105 万円)	1/2	
壬生町	壬生町結婚新生活支援事業	900 万円 (450 万円)	1/2	
那珂川町	那珂川町結婚新生活支援事業	120 万円 (60 万円)	1/2	
計		4,800 万円 (2,400 万円)		

※1万円未満は切り捨て